

大阪市立東洋陶磁美術館利用規程

制定 平成 31 年 4 月 1 日

大阪市博物館機構規程第 37-3 号

(趣旨)

第1条 大阪市立東洋陶磁美術館（以下「美術館」という。）の利用に関しては、この規程の定めるところによる。

(休館日)

第2条 美術館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後最初に到来する休日以外の日)
 - (2) 12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで
- 2 前項の規定にかかわらず、美術館の館長（以下「館長」という。）は、美術館の設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は美術館の効用を発揮するため必要があるときは、事前に又は速やかに理事長の承認を得て同項の規定による休館日を変更し、又は臨時の休館日を定めることができる。
- 3 館長は、前項の休館を行う場合、事前に又は速やかにその内容を公告しなければならない。

(供用時間)

第3条 美術館の供用時間は、午前 9 時 30 分から午後 5 時までとする。

- 2 前条第 2 項及び第 3 項の規定は、美術館の供用時間について準用する。この場合において、同条第 2 項中「前項」とあるのは「第3条第1項」と、「休館日を変更し、又は臨時の休館日を定める」とあるのは「供用時間を変更する」と、同条第 3 項中「前項」とあるのは「第3条第2項の規定により読み替えられた第2条第 2 項」と読み替えるものとする。

(入館の制限)

第4条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を断り、又は退館させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- (2) 建物、設備又は展示品を損傷するおそれがある者
- (3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる物品又は動物を携行する者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者
- (5) その他管理上支障があると認める者

(特別観覧の許可)

第5条 美術館等資料について特別の観覧をしようとする者は、館長の許可を受けなければならぬ。

2 特別の観覧に関する手続きについては、別に定める。

(貸出しの許可)

第6条 美術館等資料の貸出しを受けようとする者は、館長の許可を受けなければならぬ。

2 美術館等資料の貸出に関する手続きについては、別に定める。

(利用料金)

第7条 美術館を観覧しようとする者は、館長に利用料金を支払わなければならない。ただし、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 17 条第 1 項に定める小学校就学の始期に達しない者、小学校(これに準ずるものと含む。)の児童及び中学校(これに準ずるものと含む。)の生徒に係る観覧料については、この限りでない。

2 利用料金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額の範囲内において、館長があらかじめ理事長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 観覧料(特別の展示に係るものを除く。) 1人1回につき別表に掲げる金額

- (2) 特別の展示に係る観覧料 特別の展示ごとに理事長が定める額
- 3 理事長は、前項の承認を行ったときは、速やかに当該承認を行った利用料金の額を公告するものとする。
- 4 館長は、公益上の必要その他特別の事由があると認めるときは、別に定める要項に基づき、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(損害の賠償及び事故の責任)

第8条 美術館を観覧する者が建物、設備又は美術館等資料を損傷し、又は亡失したときは、理事長の定めるところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程の施行期日は、平成31年4月1日とする。
- 2 本規定の施行前に納付された利用料金については、なお従前の例による。

別表(第 7 条関係)

区分	観覧料	団体 (20 人以上) 観覧料
高等学校、高等専門学校、大学及びこれらに準ずる教育施設に在学する者	300 円	250 円
その他の者	500 円	400 円